

千葉市都市基本図・千葉市都市図の利用における注意事項

1. 千葉市都市基本図・千葉市都市図の利用について

- 千葉市のウェブサイトで公開している千葉市都市基本図・千葉市都市図を利用される場合には、本注意事項に同意したものとみなします。
- ここで提供する千葉市都市基本図・千葉市都市図は、作成時の地形地物であるため、道路や建築等の一部は、現況と異なる場合があります。また、土地の境界、行政界等を示すものではありません。
- ここで提供する千葉市都市基本図・千葉市都市図の情報に関する著作権は、千葉市に帰属します。
- 著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製し、販売、貸出及び転用することを禁じます。
- 千葉市都市基本図・千葉市都市図は、測量法の公共測量成果となるため、複製・使用をする場合には、測量法の申請が必要な場合があります。

2. 承認を得ずに利用できる範囲（申請が不要な場合）

- 次に該当する場合は、利用方法が複製・使用いづれであっても、承認を得ずに利用することが可能です（出典の記載は必要です）。

- (1) 作成する成果物が地図としての利用を想定していないもの
 - ・ハンカチ、Tシャツ、紙袋、メモ帳、セロハンテープ、書籍の表紙、CDジャケット、地形図を背景とした表彰状や名刺などデザインとして製品への印刷
 - ・イラストや絵地図、縦横の拡大縮小率が異なるなど誇張表現されているもの、作図ソフトで作った簡易的なもの
- (2) 上記以外のうち、作成する成果物を不特定多数の者に提供しないもの
 - ・私的利用、学校その他教育機関、社内、サークル、同好会など組織内での利用
 - ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用
 - ・一時的な資料として利用
 - ・論文、試験問題で利用
- (3) 上記以外のうち、作成する成果物が測量成果としての正確さを要しないもの
 - ・博物館等における展示物として利用
 - ・テレビ番組で利用
 - ・書籍、パンフレット、ウェブサイトへの地図の挿入（地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトを除く）
 - ・緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用（下記 a～c の場合を除く）
 - a.管内図、ハザードマップ等の土地の管理に関わる地図情報を作成する場合
 - b.地図に元々記載されている地形、道路、地名、行政界等を、実質的に異なる表記に変更する場合（ただし、記載の削除のみの場合を除く。）
 - c.販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合

3. 測量法に基づく申請

- 千葉市都市基本図・千葉市都市図の利用にあたっては、測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請が必要な場合があります。

(1) 複製承認（法第43条）

- 次に該当する場合は測量成果の複製の承認を得なければなりません。
 - ・測量の用に供する上で、測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製する場合
 - ・刊行する上で、有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又はCD-ROM その他のもので不特定多数の者に対し発行する場合
 - ・インターネット等により情報を提供する上で、インターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置く場合

(2) 使用承認（法第44条）

- 次に該当する場合は、測量成果の使用の承認を得なければなりません。
 - ・測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断される場合
 - ・測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いる場合

4. 出典の明示について

- 千葉市都市基本図・千葉市都市図を利用する際は、以下の通り出典を記載してください。（出典記載例）
 - 「この地図は、千葉市発行の千葉市都市図（1/2,500）を使用したものです。」
 - 「この地図は、千葉市発行の千葉市都市基本図（1/10,000）に〇〇を追加して掲載」
 - 「この地図は、千葉市発行の千葉市都市基本図（1/25,000）を基に、〇〇株式会社作成」

5. 免責について

- (1) 市は、利用者が千葉市都市基本図・千葉市都市図を用いて行う一切の行為（千葉市都市基本図・千葉市都市図を編集・加工等した情報を利用することを含む）について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) この千葉市都市基本図・千葉市都市図は、予告なく、変更、移転、削除等が行われることがあります。

6. 問合せ窓口

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所低層棟4階
千葉市 都市局 都市部 都市計画課 計画班
電話：043 (245) 5305 メール：keikaku.URU@city.chiba.lg.jp